

国産牛肉信頼回復対策事業の申請・金銭の流れについて

1 国産牛肉信頼回復対策事業の申請等について

下記4団体が夫々(独)農畜産業振興機構と直接行う

(1) 全国食肉事業協同組合連合会

① 道府県食肉事業協同組合(連合会)

- ア、 道府県食肉事業協同組合(連合会)の組合員
- イ、 全国食肉生活衛生同業組合連合会の会員(県肉連の組合員でないもの)
- ウ、 全国食肉業務用卸協同組合連合会の組合員
- エ、 アウトサイダーで県肉連で対応出来るもの

② 各団体

全国食肉生活衛生同業組合連合会
全国食肉業務用卸協同組合連合会
社団法人社日本食肉協会

団体事務局が全肉連事務局
に持ち込み、全肉連が窓口になって
行う。

- ア、 県の段階で、県肉連と生活衛生と別組織のもの
大阪府、山口県、三重県、他
- イ、 業務卸組合と(社)日本食肉協会は、都道府県肉連の会員等から漏れるもの。

(2) 日本ハム・ソーセージ工業協同組合

- ① 全国の組合員 中小は全肉連か? 杉本食肉(愛知)吉田ハム(岐阜)
- ② その他の加工業者

(3) 日本食肉流通センター卸売事業協同組合

大阪冷蔵組合は財団法人日本食肉流通センターが連絡役で行う
財団法人日本食肉流通センターは、保管場所の関係もあり、メンバーに加える

(4) 東京食肉市場卸商協同組合

- ① 組合員 新潟高野は何処?
- ② 買参組合
- ③ 東京小売組合員

2 助成金等の授受について

4団体が夫々(独)農畜産業振興機構と行う

3 東京電力に対する損害賠償請求について

4団体が別紙スキームの食肉流通団体協議会を構成し、窓口を1つで東電と行う
事務局は、全肉連に置く